

障害者等による文化芸術活動推進事業委託実施要項

平成31年1月23日
文化庁次長決定
令和2年3月3日一部改正
令和3年1月14日一部改正
令和4年1月24日一部改正
令和5年1月17日一部改正

1. 趣旨

本事業は、障害者等による文化芸術活動を幅広く促進するとともに、作品等の創造に対する支援を強化することなどにより、障害の有無に関わらず、文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図り、誰もが心豊かに暮らすことのできる住みよい共生社会の実現を目指す。

2. 委託業務の内容

文化庁は、本事業の実施に必要な以下の業務の全部又は一部を委託することができる。

(1) 障害者等による文化芸術活動等の実施業務

- ①障害者等による文化芸術活動の鑑賞，創造，発表の機会の拡充等に関する取組の実施に関する業務
- ②作品等の評価を向上するための取組等の実施に関する業務
- ③その他，共生社会の実現に資する文化芸術活動等における先進的な活動の実施や支援等に必要な業務

(2) 事務支援業務

- ①事業実施団体等からの企画提案受付に関する補助業務
- ②企画提案を審査するための委員会に関する補助業務
- ③事業実施後の報告書のとりまとめ，提出に関する補助業務
- ④事業実施団体等との連絡調整に関する補助業務
- ⑤事業実施団体等から提出される計画書，収支報告書等の確認に関する補助業務
- ⑥その他上記の業務の実施に必要な補助業務

3. 業務の委託先

委託先は，次の（1）又は（2）の要件のいずれかを満たす法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

- （1）法人格を有する団体
- （2）法人格を有しないが，以下の要件を全て満たしている団体
 - ア 定款、寄附行為に類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
 - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

なお、上記2.（1）については、芸術文化活動の知見を有する団体等であること。

4. 委託期間

委託期間は，委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- （1）委託を受けようとする団体等は，別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- （2）文化庁は，団体等から提出された業務計画書等の内容を検討し，適切であると認めた場合，団体等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が委託契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (3) 委託経費の支払いは、原則として精算払いとする。ただし、文化庁が必要と認めた場合に限り全部又は一部を概算払いすることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8.により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。